○総務省告示第百九十七号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第十条第二項の規定に基づき、財政再生計画同意基準を次のように定めたので、同項の規定により公表する。

平成二十一年三月三十一日

総務大臣　鳩山　邦夫

財政再生計画同意基準

第一　総括的事項

一　同意基準の策定方針等

1　財政再生計画同意基準（以下「本基準」という。）は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第10条第２項の規定に基づき、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況にある地方公共団体が、計画的な財政の健全化を図る観点から定めるものとする。

2　本基準は、地方公共団体が地域における行政の実施及びその財政の運営にあたり法令上遵守すべき

事項に留意し定めるものとする。

二　その他

１　財政再生計画の同意に関する地方自治法第250条の３第１項に規定する通常要すべき標準的な期間は、協議から同意まで、おおむね１ヶ月とする。

２　本基準における用語の使用については、法、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成20年総務省令第８号）の例による。

３　本基準のほか、財政再生計画の同意にあたり必要な事項は別に定めるものとする。

第二　同意基準

総務大臣は、財政再生計画について協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、この同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一　計画策定方針

1　財政の状況が著しく悪化した要因の分析の結果が公正妥当なものであること。

2　実質赤字額がある場合にあっては、一般会計等における歳入と歳出との均衡を実質的に回復する計画であること。

3　連結実質赤字比率、実質公債費比率又は将来負担比率が早期健全化基準以上である場合にあっては、それぞれの比率を早期健全化基準未満とする計画であること。

4　再生振替特例債を起こす場合にあっては、当該再生振替特例債の償還を完了する計画であること。

5　財政再生計画の達成に必要な各会計ごとの取組が明らかにされているものであること。

二　計画期間

財政の再生を図るため必要な最小限度の期間内であること。

三　歳入

1　あらゆる資料に基づき正確にその財源を捕そくし、かつ、経済の現実に即応してその収入を算定し、計画に計上しているものであること。

２　計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳入を見込むものであること。

四　歳出

１　法令の定めるところに従い、かつ、合理的な基準によりその経費を算定し、計画に計上しているものであること。

２　計画的かつ確実な財政の再生を行うことが可能な歳出を見込むものであること。

３　計画期間が財政の再生を図るために必要な最小限度のものとなるように、必要かつ最少の限度の歳出を見込むものであること。

第三　財政再生計画の変更の同意基準

総務大臣は、同意を得ている財政再生計画を変更するための協議を受けた場合には、法の規定に基づき適切に策定された財政再生計画であり、第二に定める同意基準のほか、この財政再生計画の変更の同意基準に掲げる事項に合致するものについて、同意するものとする。

また、財政再生計画の変更の同意に当たっては、同意を求める地方公共団体の実情を踏まえ、審査を行うものとする。

一　変更の事由等

1　財政再生計画の策定に際して予想することが困難であった事情が発生し、既に同意を得ている財政再生計画による財政の再生が困難であり、その変更がやむを得ない場合であること。

2　法第10条第６項ただし書の規定に基づく協議を受けた場合にあっては、災害その他緊急やむを得ない理由により、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得る時間的余裕がなかったものであること。

二　財政再生計画の変更方針

1　財政の再生に支障を来すものでないこと。

2　必要最小限度の変更であり、財源の増加を理由としていたずらに財政規模を拡大させるものではないこと。

3　大規模な災害等による特別の場合を除き、原則として、計画期間の延長を伴うものではないこと。

附　則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。